

令和7年度 第2回
川口市文化財保護審議会
議 事 録

会 議 名	第2回川口市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和8年2月20日（金） 10時00分～12時05分
開 催 場 所	川口市役所第二本庁舎 6階 2601B会議室
出 席 者	委 員（会長◎、副会長○） ◎有元修一、金箱文夫、黒津高行、後藤治、鈴木淳、鈴木誠、 田村均、西沢淳男、三田村佳子（9名）※1名欠席 事務局 秋葉教育総務部長 上野次長兼文化財課長 千葉課長補佐兼管理係長 永瀬課長補佐兼文化財保護係長 金子課長補佐兼埋蔵文化財係長 井出主査、浅井主任、米嶋主任、桑村主事補
議 事	（1） 報告 ① 令和7年度文化財保護事業報告について ② 史跡見沼通船堀保存活用計画に係るワークショップにつ いて ③ 令和7年度発掘調査報告 ・ 宮合貝塚遺跡第17次調査 ・ 小谷場貝塚遺跡第37次調査 ④ 市指定文化財鉄製火鉢明治三十五年喜道造ノ銘アリの 調査について ⑤ ベーゴマを活用した郷土資料館の取組と近世以降に おけるバイゴマ・ベーゴマの調査について

そ の 他 その他

公開／非公開の別 公開
傍聴人の数 0人
会議資料 令和7年度第2回川口市文化財保護審議会会議資料
審議経過

◎ 第1回川口市文化財保護審議会

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

- ・川口市文化財保護条例第8条第1項に基づき、会長が議長になる。
- ・川口市文化財保護条例第8条第2項の規定に基づき、出席委員が定数に達していることを確認し、本会が成立している旨を宣言。
- ・議事録署名委員に、西沢 淳男 委員、三田村 佳子 委員を指名した。
- ・この会議は公開であることを宣言。傍聴者なし。

4 議事

(1) 報告

① 令和7年度文化財保護事業報告について

ア 指定文化財の保護・整理事業

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

(意見なし)

イ 文化財調査・記録事業

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 資料の端午の“せつく”の表記について、「節句」ではなく「節供」である。

事務局 修正する。

ウ 文化財普及・啓発事業

議長 事務局より説明を求める。
事務局 資料に基づき説明する。
議長 質問・意見を求める。
委員 (イ) 歴史自然資料館実施事業について。管理業務を(株)デジタルS
K I Pステーションに委託しているとのことだが、歴史自然資料館の
休みは月曜日で、来客数が一番多い施設「アソブーン」の休業日は火
曜日である。そのため火曜日は非常に閑散としていて、逆にアソブ
ーンの営業日である月曜日は来客があるが、歴史自然資料館は休館し
ている。市の直営施設でないのであれば、月曜日を休みにする必要は
ない。委託であれば休業日を火曜日に合わせることはできないか。
事務局 休業日は条例で定められているため、業務委託契約の中での変更は
難しい。ただし、市民の方々が利用しやすいよう、休業日については
今後十分に検討させていただきたい。

オ 古文書等文献資料の調査・記録・保存・普及活用事業

議長 事務局より説明を求める。
事務局 資料に基づき説明する。
議長 質問・意見を求める。
委員 山崎家文書について、これは青木村の山崎家に関する文書か。
事務局 差間の山崎家に関する文書である。
委員 山崎商店の帳簿類があるとのことだが、それらの史料は明治末～大
正初期のものか。
事務局 詳細は確認できていない。
委員 明治期の織物屋に関する史料は、時期によってその特徴が異なるた
め、史料の帰属年代が重要になる。後ほど詳細を教えてください。
事務局 後ほど報告する。
委員 帳簿の名義は、寄贈者の二代前にあたる人物になるかと思うが、名
前はわかるか。
事務局 所有者は差間の山崎繁雄様で、詳細は確認の上、後ほど報告する。

カ 遺跡発掘調査事業

議長 事務局より説明を求める。
事務局 資料に基づき説明する。
議長 質問・意見を求める。
委員 埋蔵文化財包蔵地の問合せ件数 3,413 件とは、令和 7 年 4 月 1 日～
令和 8 年 2 月 1 日現在までの件数か。
事務局 そのとおりである。

議長 窓口では、事業主は極力発掘調査を行わず、早く事業を進めるために問い合わせてくる。その調整にあたっては苦勞することも多いのではないか。

事務局 民間の不動産会社の方々も熟知しているため、以前と比べトラブルは解消されてきている。

委員 費用や土地に関わる問題が前面に出てくる業務であり、対応には非常に苦勞されていると思う。今後とも上手く進めていただきたい。

事務局 承知した。

議長 (キ) 資料貸出の記述について、赤山陣屋跡遺跡トチの実加工場の実測全景図一点を山梨県立考古学博物館館長の講演資料として貸し出したということによいか。

事務局 山梨県立考古学博物館の館長から、台湾で講演を行う際に、この実測全景図を中心にして講演したいという依頼があった。そのため本市で加工・編集した実測全景図の貸し出しを行った。

議長 資料の記述がわかりにくいので改善してほしい。

事務局 改善する。

議長 川口市遺跡調査会の未刊行の報告書の作成は順調に進んでいるか。

事務局 未刊行の報告書は冊数にして約38冊分ある。出土遺物の少ない調査から順に報告書の作成・刊行を行っていく。

議長 ① 文化財保護事業報告全体について、意見・質問を求める。

委員 (エ 古文書等文献資料の調査・記録・保存・普及活用事業の) 山崎家の古文書史料について。報告の最後に近代の地引図面、昭和期の開発図面57点とあるが、近代の地引図面とは、明治初期の地租改正に伴い作成された図面か、それともその後の耕地整理・都市開発などの区画整理に関連して作成された図面であるのか、詳細はわかるか。

事務局 改めて確認したうえで回答させていただく。

委員 ア指定文化財の保護・活用事業の樹木管理委託について。剪定・除草を実施しているとのことだが、伐採は行っていないのか。

事務局 木曾呂の富士塚は樹木がかなり成長している。昨年夏に隣接する民地の斜面で倒木が発生し、倒木の危険性が高まっている。見沼通船堀の構成要素として保存活用計画の中にも含まれるため、国の補助金の利用等を検討しつつ、特に倒木の危険が高い樹木については、安全面を考え対応したい。

委員 樹木の倒木対策については全国の各自治体で課題としているため、川口市でも伐採等の対応を行っているのか気になった。抜根となると現状変更届が必要だが、特に立ち入りが多く、事故が起きる可能性が高い場所については、危険樹木として早急に対処する必要がある。気を付けていただきたい。

事務局 承知した。

議長 エ協力事業内、(ウ) 講演会等への講師の派遣、取材対応等について。8ページの一覧表48番に川口市立美術館に関する項目がある

- が、川口市立美術館はすでに完成しているのか。
- 事務局 川口市立美術館は既に竣工したが、現在枯らし期間のため開館はしていない。開館に向けたイベントを行っている。
- 議長 「川口の文化を深堀する―鑄物のまちとベーゴマ文化」は川口市立美術館で行われるイベントか。
- 事務局 2月22日に美術館で行う予定である。美術館の学芸課長は、地域に根ざした美術館にしていきたいという考えがあり、イベントの一環として川口駅周辺の歴史を解説してほしいという依頼を受けて行うものである。午前中に職員が参加者を率いて旧燃料研究所等の川口駅周辺の歴史を解説し、午後はベーゴマの体験を通して鑄物の文化・歴史について解説を行う。
- 議長 依頼を受けたイベントは、竣工した美術館の施設の内部で行うのではなく、美術館の存在自体をアピールするための広報活動の一環として美術館周辺で行うイベントということか。
- 事務局 午前中のフィールドワークは美術館周辺で行うが、午後は美術館内部の美術品がまだ無い状態の展示室を使い、解説と体験を行う予定である。
- 以前、美術館の学芸課長と学芸員が郷土資料館に来訪し、収蔵品を含めた館内の見学をした。川口で出土した縄文土器や弥生土器あるいはストーブなどの工業製品の美術的価値について、アートの視点から注目し、市内の施設同士でコラボレーションしながら展示等ができないかとの相談をいただいている。
- 議長 この美術館はどの部局が管轄する施設であるのか。
- 事務局 市長部局の市民生活部が管轄する施設である。
- 議長 なぜ今美術館かという意見は当審議会でも何度か話に上がった。市長が変わったこの機会に、歴史系の市立博物館を建設できるよう今後とも検討していただきたい。事務局も市全体の事業計画の中で積極的に検討していただきたい。代々の審議会会長の引継ぎ事項でもあるためよろしく願いしたい。
- 事務局 承知した。

② 史跡見沼通船堀保存活用計画に係るワークショップについて

- 議長 事務局より説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明する。
- 議長 質問、意見を求める。
- 議長 10ページ①11名フィールドワークの、1行目の後ろの方、「富士塚を巡るリョウシ…」は両氏ではなく両市か。
- 事務局 修正する。
- 議長 史跡見沼通船堀保存活用計画は、さいたま市と川口市の両者で連携して策定していくことになると思うが、この計画はさいたま市が中心となり策定業務を進めていかないと難しいものではないか。

事務局 通船堀の範囲が非常に広いことに加え、整備もかなり複雑な整備が必要となる。そのため、事業はさいたま市が中心となっている。

議長 さいたま市が計画の中心となると、かえって難しい事業なのではないか。

事務局 さいたま市で設けた案内板や解説板とできる限り一体で、見沼通船堀と木曾呂の富士塚の関係がわかるような整備を行わなければいけないという点が課題である。

議長 その手間が増えると思うが、よろしく進めていただきたい。

③ 令和7年度発掘調査報告

・宮合貝塚遺跡第17次調査

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 宮合貝塚遺跡の調査は非常に細かく分析されている。層位ごとに遺構が検出されることは、私が調査していた当時では想像もしていなかった。

川口市内の遺跡は非常に面白い場所にあると思う。特に縄文時代後晩期の頃は、川口は大宮台地の最南端に位置する。その中のひとつが宮合貝塚遺跡であり、谷を挟んで対岸に位置する下総台地との関係を考える上では非常に面白い場所にある。

これだけの層位を調査したことに敬意を表する。以前に比べて、より細かい調査ができるようになったということだろう。

事務方にもご協力・ご理解いただきたいのは、発掘調査というのは費用がかかる割に残るのは土器などの遺物だけで、遺跡自体はなくなる中で発掘調査を行っている。私は現在東京の築地場外市場の再開発計画に係る発掘調査に関わっているが、江戸時代の遺跡も縄文時代の遺跡も同じであると考えを新たにした。

宮合貝塚遺跡は、川口の北半分に位置する大宮台地の最南端に位置することも非常に重要だと考える。このあと報告いただく弥生時代の集落においても同じことがいえる。

ここ数年の調査成果ふまえて、市内各遺跡の分布状況についても新しい視点や空間把握のなかで考え直す必要が出てきた。その中で費用面の問題もあるが尽力いただき、縄文時代の最終末期に向かっての動きを証明していただきたい。

委員 本遺跡は、鳩ヶ谷支台の東側の縁辺部に位置する遺跡か。

事務局 鳩ヶ谷支台の北東の端に位置する。

委員 対岸は下総台地か。

事務局 そうである。

委員 通常の遺跡よりも表土の黒色土の層が厚い理由はわかるか。そもそも黒色土はローム層の上に乗っているが、降灰や川の堆積作用

- 事務局 によるものであるのか。なぜそこにあるかを知りたい。
- 事務局 黒ボク土の堆積が非常に厚い理由として、ひとつは台地上にあるため、黒い火山灰土が厚く堆積したと考えられる。また、縄文時代の後晩期になると、各地の遺跡で黒ボク土の厚い堆積が見られるようになる。同じ集落内で長く生活するうちに、住居を建て直すことを繰り返した結果、盛土のように堆積したとも考えられる。
- 委員 生活の中で黒色土の層が厚くなっていったということか。
- 事務局 そうである。ただしあまりにも客土が少なく、均一の黒色土が堆積することから、元々はさらに高い所まで盛土があり、その上から複数の柱穴を掘った可能性もある。
- 委員 客土だとすると、別の場所から元々黒い土を持ってきたのか、あるいはローム層の上に客土されたものが炭化したということか。いずれにせよ鉄分が多いということか。
- 事務局 それらの可能性もあるが、通常はここまで堆積が厚くならない。
- 委員 その点は不思議であり、興味深いものといえる。
- 事務局 盛土としてとらえるべきか否かは、まだ様々な研究が進められている。
- 委員 大宮台地の全体的な特徴として、ローム層の上に黒色土の盛土が何らかの理由により堆積したということか。
- 事務局 他にも厚い黒土が出る遺跡が縄文時代後晩期にあるが、これらが人工的な盛土であるかは、現在研究が進められている。
- 委員 この縁辺部とは谷の部分か。
- 事務局 深い谷の縁辺部であり、谷の際に位置する。そのため、河川の堆積作用による可能性も考えられる。
- 委員 柱の穴が非常に多いのは、生活の中で水害や台風などの被害により縄文時代後期に何度も住居の建て替えを行ったということか。
- 事務局 複数の穴が繋がって確認されるが、多くは別々に掘られた穴である。同じ場所で何らかの建造物を建て替えた可能性がある。
- 委員 穴の大きさから柱を建てるための穴と判断しているのか。
- 事務局 その通りである。また、柱が立っていた場所には、穴の底部に柱が当たることで土が硬くなる「柱あたり」ができる。多くの穴の底でこれが確認されたため、柱やその他の木を建てた跡と考えて間違いないだろう。

・小谷場貝塚遺跡第37次調査

- 議長 小谷場貝塚の全体像はいつ頃判明するか。
- 事務局 来年、再来年度の発掘調査箇所は決定している。区画整理事業の道路整備に伴う開発による発掘調査であるため、今後10年は発掘調査が続くことになる。10年後には更に成果が出るのではないかと考えている。
- 議長 対象地域は、(17ページ図中の)青枠で囲まれた範囲か。

事務局 その通りである。

④ 市指定文化財鉄製火鉢明治三十五年喜道造ノ銘アリの調査について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 山崎甚五兵衛氏に関する資料は残っていないのか。

事務局 川口市で預かっている資料はない。ほかの鋳物職人の方にも同様に聞かれるが、残念ながら市で所有している資料はない。

委員 山崎氏は製作図面も多数所持していたようだ。また、山崎氏はコシキも製作していたという。鋳物師の中でコシキ作りをしたのは山崎氏しかいないが、コシキの製作に関する資料も残っていないのか。

事務局 川口市で預かっている資料はない。

議長 資料が残されている可能性はあるか。

事務局 鋳物職人は自身の鋳物製作に関する資料を公開しない場合が多いということがよく言われる。

委員 以前資料をみせてもらったことがある。山崎氏の自宅前に天水鉢が置かれていたのも見たことがあるが、それらも処分されてしまったか。

事務局 確認できなくなっている。

委員 次の代の方が処分したのだろうか。資料が残っていれば、実見調査をするだけでも成果があるのではないか。

事務局 自宅で保管されている可能性もあるため、資料の所在を確認し、可能であれば調査記録したい。

議長 山崎家はもう鋳物は作っていないのか。

事務局 作っていない。

議長 承知した。継続して調査してほしい。

事務局 山崎甚五兵衛氏の資料については、先日、永瀬留十郎工場の永瀬勇氏と話題になり、直接ご親族の方から伺ったわけではないが、身内の方は皆さんお亡くなりになり、息子さんの代までは確かにあったようだが今はどこにもないと伺った。

ベーゴマや天水桶などの鋳物資料について、約10年間市内の鋳物工場を周り取材したが、20年遅かったといわれる。どの工場でも当事者は皆さんお亡くなりになり、どこにも記録がないという。

だからこそ、今からでも情報を集積していかなくてはいけないと考える。

⑤ ベーゴマを活用した郷土資料館の取組と近世以降におけるバイゴマ・ベーゴマの調査について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 面バイについて、絵銭という子供たちの昔の遊び道具がある。例えば奈良県香芝市では、これを石蹴りで使って遊んでいたという。面バイの形を見ると、ベーゴマの一種とは考え難い。面バイは子供たちの間で流行した絵銭の一種として考えられないか。

事務局 面バイは江戸時代の賭博の一種でもあった“穴一（あないち）”からの発生も一説に考えているほか、ガラス製のおはじきに似た形のものもある。そのため、紐を巻いて回すと回ったというだけで、ベーゴマの一種と考えるには無理がある。

また、蚤の市やオークションなどの出品元も、大半は京都である。面バイを使ったベーゴマ遊びは、かなり一部の地域に限って行われていたものではないかと考える。

委員 そうすると面バイはベーゴマではないだろう。

事務局 面バイの中に裏面が扁平ではなく、いわゆる二つ巴の形になっているものがある。それは「ひょっこ」と呼ばれる種類で、その裏面は扁平なもの、凹んでいるもの、二つ巴の紋が入ったものの3種類が確認できている。

「ひょっこ」の形は、面バイをベーゴマのように回して遊ぶ子供たちを見て、ベーゴマに寄せて製作したものではないかと考える。

委員 ベーゴマの回し方が関東は内投げ、関西は外投げだが、巻き方も逆になるのか。

事務局 その通りである。関西では荷物を縛るように十字に巻き、外投げのため関東とは逆回転になる。また長野の方では井桁巻きという、いわゆる「井」の字に巻く巻き方があり、関東ではいわゆる男巻き・女巻きという巻き方がある。この男巻き・女巻きという呼び方は、漫画『こち亀』の中で、本来の呼称は下品であるため、「男巻き」「女巻き」と称したことで広まったととらえている。

委員 渦巻き状の溝があることで、その溝に紐が引っ掛かり上手く巻くことができた印象だった。関西のベーゴマの螺旋の向きも、投げ方と同様に逆なのではないか。

事務局 関西のベーゴマは2種類あり、裏が完全に扁平で溝がないもの、同心円状に段差がついているものがある。一方、関東は渦巻き状だが、これは、元が渦巻き状の巻貝（バイゴマ）だったことへの敬意を表し、それを忘れないために職人の心意気で溝を入れている。本来は溝がない方が重さのバランスも取れ、紐も巻きやすい。

委員 関東は古式ゆかしいもの、関西は合理的ということか。

事務局 また鑄造方法も異なり、関西は富本銭の作り方のように、真ん中に

(高温の液体状の鉄が流れる)湯道が走る。そこからブドウ状に1個ずつベーゴマが延びてくるもので、棒があってその先にベーゴマがつくられる。

一方で関東は、八角形の辺と辺で接するように並べて作られ、1回で鑄造できる個数も、関東方式の方が圧倒的に効率は良い。

この鑄造方法の違いには、推測の域は出ないが、金型の基となる木型を製作する、川口の職人の技術の高さが関係したと考える。ベーゴマが辺と辺で接するためには、その境目を湯が通る必要がある。ベーゴマの製造を行っている日三鑄造所の金型を見ると、辺と辺の境目の湯道が厚さ1～2mmにも満たない、ほんのわずかな勾配で作られていた。精巧な技術を持つ川口の木型職人の存在が、関東方式でのベーゴマ鑄造を可能にしたのではないか。

燕三条や、未確認だが岩手、愛知や広島でもベーゴマを鑄造していたようだが、いずれも関西方式に近い鑄造方法であった痕跡がある。

委員 鑄造方法の違いは、紐の巻き方などのような、単なる文化的な地域差ではないということか。

事務局 川口の職人たちの技術の高さが関係していたと考えられる。

委員 ベーゴマで遊ぶには、味噌樽や醤油樽の空き樽など、ベーゴマを回すための床になる材料を探すのが大変で、すり切れたり壊れたりする。農村では床もいろいろあるのではないか。

事務局 愛知県の革加工が盛んな地域では、四角い木箱に革をかけて床にしたり、群馬では養蚕用の(桑の葉を入れる)籠を床として使ったりしている。子供達が身の回りにあるものを利用して遊んでいたということだ。こうした床の利用事例についても研究したい。

議長 今後とも、精緻なご研究を期待する。

7 その他

議長 全体を通しての質問、意見はあるか。

委員 情報提供及び要望である。

現在、一般的な事業で文化庁の補助金を受けるのは厳しいが、インバウンド関連の事業など、特に観光庁と関係している事業に対しては非常に予算が潤沢である。川口市でも、郷土資料館などの施設の充実を図るのであれば、文化観光推進法の拠点計画等を策定することで、展示や施設自体のリニューアルの費用等に対する助成金が利用できる。

また、登録有形文化財の建造物が増えているが、国会への提出が検討されている歴史まちづくり法の改正案では、重要文化財が無くても登録文化財が集中する場所であれば、重点区域に設定できるようになる可能性がある。なおかつ歴史まちづくり法の計画に基づいたインバウンドを見込む事業に特化して、令和8年度に補助金額が増える見込みがある。

旧田中家住宅が重要文化財に指定された際に、歴史まちづくり法の計画の導入を検討したことがあると聞いた。今回の法改正に合わせ、

再度検討すると事業の助けになるのではないか。他にもインバウンド関係の観光庁系事業の計画策定には国の100%補助があるので、計画を立てるうえでは、こうした国の補助制度をうまく活用すると良いのではないか。

議長 　　ぜひ事務局の方でも、ご検討いただきたい。

8 閉会

議長 　　以上で、議事を終了する。

議事録署名

_____ (印)

_____ (印)